

# 令和2年度 第2回 藤沢市地域福祉計画推進委員会 議 事 要 旨

1. 日 時 2020年（令和2年）8月31日（月）9時30分～11時00分

2. 会 場 藤沢市役所 本庁舎7階 7-1・7-2

## 3. 出席者

（1）委員=18名

石渡 和実 、 川原田 武 、 椎野 幸一 、 川辺 克郎 、 浅野 朝子 、  
伊原 敦 、 石井 康子 、 堀口 陽子 、 越川 玲子 、 松沢 邦芳 、  
江崎 康子 、 南部 久子 、 山口 燿子 、 市川 勤 、 木村 依子 、  
小池 信幸 、 東田 正喜 、 松永 文和 、

（欠席）

戸高 洋充 、 宮久 雪代 、 越智 明美

（2）事務局=14名

福祉健康部：池田部長

福祉健康総務課：片山主幹

地域包括ケアシステム推進室：玉井室長、山中室長補佐、浅野主幹、内田主幹、高田主幹、  
石田主査、佐藤主査、小野、糊澤

市社協：村上次長、倉持参与、平澤課長補佐

（株）サーベイリサーチセンター：板倉、櫻井

（3）傍聴者=0人

## 4. 配布資料

資料1 藤沢市地域福祉計画推進委員会 検討スケジュール  
資料2 体系図 新旧比較図  
資料3 体系図 分析結果  
資料4 地域福祉計画見直しに向けた方向性に関する報告書  
資料5 地域福祉計画策定ガイドライン（概要）  
資料6 地域福祉計画 素案

## 5. 議事概要

### 1. 開会

事務局：皆様方、おはようございます。定刻になりましたので、第2回になりますが、地域福祉計画推進委員会を始めさせていただきたいと思います。今回はコロナ感染拡大防止ということで、午前と午後に分けて開催をさせていただきました。本日は一堂に会してということなんですけれども、今日の席次でございますように、オンラインの意見交換会に参加ということで、今日のご欠席という方もいらっしゃいます。また皆様方にご協力いただき、ちょっとソーシャルディスタンス的に席を間引いているようなかたちですので、マイクで可能かどうかというのとは、また、委員長の席にはマイクがございますが、委員の皆様方、まず、普通の声で大丈夫であればそのままですが、だめなようであれば適宜マイクをにしたいと思います。また、開催の時間なんですけれども、一応、換気をしながら開催しておりますが、時間は1時間ちょっとぐらいで、遅くとも11時ぐらいには終わるようなかたちで、事務局の説明もなるべく端的にさせていただきたいと思っております。どうぞご協力をよろしくお願いいたします。それでは、事務局からの事務連絡ということで、資料の確認などさせていただきます。

事務局：では、資料の確認をさせていただきます。まず、事前にお送りさせていただいております資料がいくつかございます。一番表に、藤沢市地域福祉計画推進委員会の留意事項についてという紙と、その次、ホチキス2箇所留めで、本日の会議の次第、そして、右上に資料4と書いてあります冊子、資料6と書いてあります冊子をお送りさせていただいております。また、本日机上に、こちらもいくつか資料を置かせていただいております。この資料4、地域福祉計画の報告書、こちら差し替えたものになります。そして、ステイホームダイアリーのチラシ、おれんじキャンペーンのチラシ、あとホチキス1箇所留めで、地域共生社会実現のための社会福祉法の改定の法律の資料が1つ、そして、前回の1グループ・2グループそれぞれの議事要旨がホチキス2箇所留めでございます。あとは、毎回お持ちいただいております藤沢市の地域福祉計画の中間見直しの冊子と、あとはアンケートの調査結果の報告書ですね。こちら、不足等ある方はいらっしゃいますでしょうか。いらっしゃいましたら、挙手をお願いできればと思います。他にいらっしゃいますでしょうか。そうしましたら、もし会議の中でないものがありましたら、適宜、教えていただければと思います。あとは、1点、今回の議事要旨作成のために、今回の議事内容を録音させていただきますのでこちらも予めご了承ください。事務連絡は以上です。

事務局：資料等、大丈夫でしょうか。それでは、これからの議論に関しましては石渡委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

石渡委員長：おはようございます。お久しぶりです。本当に毎日暑いですし、大変な日々

を皆さま送っていると思いますが、事務局からありますように、できれば1時間ぐらいでということですので、どうぞよろしく願いいたします。それでは最初の議題、今年度のスケジュールについてご説明お願いいたします。

(1) 今年度のスケジュールについて

事務局：はい。地域包括ケアシステム推進室の糊澤でございます。本日につきましても、どうぞよろしく願いいたします。資料につきまして、次第がある資料をご準備いただきまして、そちらを1枚、おめくりいただければと思います。着座にて失礼いたします。1ページ目、右肩に資料1と書いてある資料ですね。A4の右横の資料になります。こちら前回もお出してありますが、改めての確認ということで、今回、ちょっと簡単にご報告とご共有をしたいというふうに考えております。今年度の、この委員会の趣旨といたしまして、1番メインが計画を策定することになっております。その策定にあたりまして、前回から含めて全部で4回の会議を1月まで実施するかたちになります。それがこちらに記載されておまして、大きなポイントとしては、まず11月にパブリックコメントをしますよということ。あと、12月に市議会へ中間報告をします。最後に、2月に市議会へ報告をして、最終的には製本に移っていくというかたちになっております。今回、また皆様とご共有させていただきたい件といたしまして、第2回のところですね、こちらに計画の素案の検討ですよというふうに書かせていただいておりますけれども、こちらについて、今までいろいろな議論をしてございましたけれども、本日につきましては、ちょっと時間の都合もありますので、その計画策定というところがメインで、いろいろとお話をいただければと思います。また、後半部分では、いろいろな、それに伴ったご意見等々もいただければというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。さらに、第2回と第3回までの間に、第3回までにというふうな項目があるかと思っております。こちらにつきましては、本日いただいたご意見を踏まえて、今日、この後説明する計画の素案を修正させていただきます。修正したものを9月中に、委員の皆様に変更して郵送をさせていただきます。郵送させていただく際には、そちらに、意見シートにつきましても、ちょっと中に同封させていただきますので、また別途ご覧いただいて、お気づきの点とかがありましたら、こちらにご郵送、もしくはメール等々でも構いません。あと、お電話でも構いませんので、何かしらの手段でご連絡をいただければ幸いです。いただいたご意見を反映して、また11月の会議前に、改めてご郵送させていただきます。最終的にはパブリックコメントの前に、計画とそのときの素案を確認いただくという流れでお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。スケジュールについては以上になりますので、よろしく願いします。

石渡委員長：はい、ありがとうございました。ということで、また、ご意見等があれば改

めて郵送でということですが、何か、今のご説明についてご意見おありの方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。それでは議題の2番目に入らせていただきます。

## (2) 次期計画策定について

### ①体系図について

石渡委員長：次期計画の策定についてということでお願いいたします。

事務局：続きまして、計画の策定の状況といいますか、ご理解いただきたい議題についてご説明をさせていただきます。こちらの議題につきましては、体系図に関することと、素案全体に関することというふうに分けさせていただいております。まず体系図について、委員の皆様からいろいろとご意見をいただければと思うんですけれども、次第がある資料の3ページ、資料2と書いてあるA3の紙、こちらをお開きいただければと思います。こちらの表が、一番左側、現行計画と上に括弧書きがされているものが、現状の2020の計画の体系図を羅列しているものになります。基本目標の右側に①番とか、体系案と書いてあるものがあるかと思いますが、こちらについては、今回、新しく策定をしている計画の体系図の案になっております。そして、こちらの計画を策定するにあたりまして、まず、前回の会議でも皆様にご報告いたしておりますけれども、根拠となるものを、まず前段にお話しさせていただければと思います。資料につきましては、また今の次第の資料の一番最後、7ページ目、資料5をまずご覧ください。こちらが、何度も皆様とご共有させていただいておりますガイドライン、国のほうから出ているガイドラインになっております。この中で特にご注目いただきたいところとしては、ちょうど真ん中あたり、アからタ、四角囲いでされているところですね。そちらにつきましても、この地域福祉計画の中に盛り込むべき事項というかたちで示されているものになっております。ですので、このアからタに書いてあるものについては、基本的にはこの計画の中に盛り込んでいきたいというふうに考えております。特徴的なものでいきますと、前回なかったものとしては、例えばクにあるような市民後見の話、成年後見の話であったりとか、サにあるような再犯防止の話であったりとか、そういったようなものも今回はこの計画に盛り込まなければいけないというかたちで示されているということが、まず、委員の皆様とご共有させていただきたいというふうに思います。さらには、詳細の説明は割愛いたしますけれども、今日、差し替えで当日資料としてお配りしている資料、資料4と書いてある冊子ですね。こちら、前回ちょっと会議の中で説明をしておりますので、詳細は割愛いたしますけれども、今回の計画策定にあたりまして、必要な視点等々をまとめているものになっております。前半には国の法律であったり国の動向、あとは藤沢市の状況であったりとか、さらには団体ヒアリング、いろんな団体さんのほうにご協力いただきましてヒアリングを実施しているところですが、そちらの結

果であったりとか、あとはアンケート調査の簡単な概要を示したのちに、一番最後のほうに考慮すべきポイントとしてまとめているような資料になっておりますので、こちらはこの計画の中で、策定の中で、是非、ちょっと参考にいただければなというふうに考えております。最後に、これもちょっと机上配付で資料番号も振ってなくて大変恐縮ですが、社会福祉法等の一部を改正する法律の交付についてという、ホチキス留めが1つされているもの、こちらも前回の会議のときに説明させていただいているので、ちょっと重複的になってしまって大変恐縮なんですけれども、1ページ目から2ページ目、3ページ目をご覧くださいと、ちょうど2ページの真ん中ぐらいの2番目に、重層的支援・体制整備事業に関するということ、簡単に申し上げますと、いろんな分野、子どもであったりとか高齢者であったりとか障がいの分野であったりとか、そういったものをつかりと一体的に取組を実施しなさいねといったようなことが記載されております。また、具体的なものとしては相談に関することであったりとか、いわゆる、引きこもりという、出していいのかちょっとあれですけども、社会的に孤立されている、長期に孤立されている者に対する支援的なものも、今回求められているものになりますので、こちらも是非参考にいただければなというふうに考えております。こちらを踏まえて、また資料を戻っていただいて、次第がある資料の3ページ、資料2、こちらをご覧くださいと思います。今申し上げました、そういったいろいろな根拠となるものを踏まえまして、体系図のほうを事務局のほうで作成しました。また前回の中でもご報告しておりました、いただいた意見等の反映というところでございます。次期計画体系案というところをご覧くださいまして、まず、今回の新しい計画の1つ目、基本目標の1つ目としては、人材づくりに関する部分、こちらはいわゆる四助の中の自助と互助のきっかけづくりの部分かなというふうに考えております。詳細は、全ての説明は割愛させていただきますけれども、例えば、ちょっと例を挙げますと、今まで、左側では地域福祉の普及・啓発というふうに2020であったものを、右側にちょっとお移りいただきますと、誰一人取り残さない地域づくりに向けた周知啓発と、地域福祉活動の普及・啓発というふうに分けさせていただいたりとかしております。理由といたしましては、上のほうはどちらかという理念の障がい分野であったりとか、高齢分野であったり、そういうものに対する啓発。で、下のほうは、その実際的な取組であったりとか、活動についての啓発というかたちで、分けた方がわかりやすいかなというところで分けさせていただいたりとか。

●●委員：すみません。ちょっと今、どこのことを言っているのかわからなくなっちゃったんですが。

事務局：資料2の3ページ目ですね。次第がある資料の。すみません。こちら、左側に現行計画の構成が書いてあって、真ん中に次期計画の体系案と書いてある。今回、改めてお示しする新しい計画の体系案になっております。1つ目の基本目標だと、人材づくりで自助と互助のきっかけづくりと書かせていただいておりますけれど

も、例えば前回と違うところとしては、普及・啓発の部分と、2番目の活動の普及・啓発というかたちで分けさせていただいたりとか、あとは、2番目の基本目標、地域づくり、互助の支援と書かせていただいているところの5番目、再犯防止に向けた地域づくりという、いわゆる先ほど申し上げた更生・保護の部分、そちらの視点であったりとか、そういったものを盛り込んでいるかたちになっております。こちらの、いろいろとずらっと記載されておりますけれども、さらにまとめた資料として、次の資料ですね、5ページ目の資料3、こちらは、今、お示しした今回の新しい体系図をまとめておきまして、左側には政策の方向性で、真ん中には施策の展開とある中で、真ん中に分析・まとめという記載をさせていただいているかと思っております。この分析・まとめというのは、例えばアンケート調査であったりとか団体ヒアリング、そこから拾ってきた、いわゆるこの項目を設定した根拠になる部分であったりとか、あと、この体系図の中に盛り込むべき視点等々を、アンケート、団体ヒアリングから引っ張ってきているというものになっております。また、右側に「進行管理シートより」と記載させていただいておりますけれども、こちらは、委員の皆様から前回までにいろいろな計画に関するご意見をいただいたところのご意見もございましたけれども、その意見を簡単に集約させていただいたものになっております。例えば、上から3段目の、SNSなどを活用した普及・啓発が必要ですよというご意見をいただいたりとか、世代別のアプローチをしっかりとすべきだよ、といったようなご意見を委員さんからいただいているところですので、そういった視点もしっかりとこの体系図のこの項目に盛り込まなければいけないなということ、ちょっとまとめさせていただいた資料になっております。最後に、一番右側、「盛り込むべき事項(国)」とありますけれども、先ほど皆様にご報告をしたガイドライン、アからタがあったガイドライン、その項目を、どこに入れていきますよということを示しているものになっておきまして、5ページ目はあまりないんですけども、6ページ目等々にいろいろと記載をさせていただいておりますので、そちらも是非ご参考にしていただければなというふうにおもいます。資料が大変多くて恐縮ですけれども、先ほどの3ページ目の資料2については、前回の計画との比較で、今、ご説明した資料3については、新しい計画の体系図の根拠となる部分、そちらをこの資料のほうにまとめさせていただいているという状況でございますので、ご承知おきいただければと思っております。本日につきましては、これを改めて委員の皆様にお示しをしておりますけれども、この項目ってどうなのかなというところであったりとか、この視点って足りていないよねとか、なかなか全て、地域福祉というのは非常に広いので、すべてが網羅できているとは我々としても思っていないとか、まだ足りないものがたくさんあるなというふうに思っておりますので、是非、ちょっと委員の皆様から、足りない視点であったりとか、あと、ここってどうなのといったようなご意見、ご質問等々も構いませんので、是非、ご協議いただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。以上に

なります。

石渡委員長：ご説明ありがとうございました。ということで、国の新しい流れですとか、SDGs というような国際的な流れも踏まえて新しい体系案を資料の2にあるようにつくっていただきましたが、皆さんの視点でここが足りないというところがあればご意見をいただきたいということですが、お気づきのこと、ありましたらお願いをしたいと思います。

松沢委員：それでは簡潔に。資料3の、その体系図の用語ですかね。今回の視点で、表現が結局わかりやすいかというところで、以前、松永委員もおっしゃっていたので、平易なという点では、この「誰一人取り残さない」というのは今までにない砕けたような表現、これは非常に行政っぽくない表現でいいんじゃないかなというふうに思いました。特に柱立てという中で、いいのかなと。その下の、活動情報の可視化、よく見える化とか、県も使っていたりするので、具体的に、その資料3のほうですと、ネットやSNSとか、発言力、発信力とか、発信の強化とか、見える化とか可視化って、よく使うんですけど、私もが悪かったりするんですが、視覚障がいの人なんか、なんかあまり見える化、可視化というと、ピンとこなかったりとか、まあ、差別的ではないんですが、あまり一般的にはないと思うんですが、ちょっとピンと、特に福祉の中ではピンとこないというのはあるのかなと。代わりの言葉で私も考えたんですが、やっぱり、ネットとかSNSを見ると、発信となっているのですかね。どういう表現にしたらいいか、ちょっとよくわからないんですが。そこのところだけがちょっと気になります。以上です。

石渡委員長：やはり広いし、マスクを着けていらっしゃるので、できればマイクを使っていただくようお願いをしたいと思います。今、松沢委員からは、最後のSNSの辺りの表現について、ちょっと何か新しい表現をというようなご提案でしたでしょうか。

松沢委員：はい。何か行政の中でよくここ5年、10年ぐらい、見える化とか可視化とか他のところでも、他のところでも、福祉以外のところでもあちこち使っていると思うのでそういう点で、共通性とか、特に大きい計画の柱立ての中なので、いいかなとは思いますが、ただ、福祉の場面で具体的に地域の方に出したときに、見える化って何ですか、どういうふうに見えるのですかとか、視覚障がいの人だけではないかと思いますが、どうかなと気になったということです。

石渡委員長：ありがとうございました。ちょっと今すぐにこんなというのではないにしても、ちょっと視覚障がいの方なども視野に入れてわかりやすい、こう、見えるかとおっしゃいましたが。

松沢委員：そうですね。表現があれば。

石渡委員長：はい、ありがとうございます。ちょっとその辺りは検討課題ということで、他には。どうぞ椎野委員。

椎野委員：今、説明いただいたのは、次に説明があるのかもしれない資料6の中の、2020の素案に対するバックデータとして、今、ご説明していただいたのかな。そ

れでいいのですね。で、こういうことで、こういう考察をしましたということで受け止めておいていいのかな。では、その後でまた、新しく素案に説明をさせていただいたところで、ちょっと私の意見を言わせていただきたいのですけれど、まず、とりあえず、新しいこの取組というのは、ほとんどが新しくなっちゃったんですよね。ただ、基本計画の2番の、福祉団体の活動と、課題の早期発見・早期対応できる地域づくり、この2つしか、前に2020のやってきたことがこれしか残っていない。あとは全部新しいことなのですね。表現が新しいということもあるんだけど、中身はそんなに違わないと思うんだけど、ただ、やっぱり厚生労働省がそういうふうにしたりなんかして、国の目指す地があって、入れなくてはならないというのもあったからそうなったんでしょうけれどね。ただ、あまりにも、あまりにも変わりすぎちゃって、本当にこれをまた地域に下ろすとすると、これはえらいことになるなというふうには、今、感じています。それだけです。あまり長く喋るとね。

石渡委員長：はい。ということで、では、事務局お願いします。

事務局：はい、すみません。ご意見ありがとうございます。改めて、次第がある資料の3ページ、資料2をご覧いただければと思うんですけれども、今の椎野委員がおっしゃっていたように、前回の計画と今回の計画で、体系図が、記載内容が変わってしまっているところというのが多々ございます。この3ページの資料2をご覧いただきますと、一番左側が現行の計画で、右側が新しいもので、矢印がいろいろと記載されていると思うんですけれども、矢印が、この部分は新しいところのここ盛り込んでいますよといったような記載をしているものになっておりまして、無くなったものというのではないというふうに我々は認識をしております。ちょっと表現が変わってしまっていたりとかはしますけれども、全てのもう要素はちゃんと網羅をしているつもりではございます。ちょっとまた後で、素案のほうでご確認いただければと思うんですけれども。なので、逆にちょっと、前回よりも多くなってしまっている項目があるので、後で説明する素案のほうで、たぶん20ページぐらい、ページが増えてしまっているかたちになったりとかしております。その辺も、今みたいなご意見をいただきながら、ちょっと調整していきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

椎野委員：わかりました。

石渡委員長：ありがとうございます。かなり体系の表現が変わっているんですけれど、前のもので漏らしたものの、無くなったものはないということです。では、素案のときに、また詳しくはご説明いただくことにして、他にこの体系関係で。はい、どうぞ、江崎委員。

江崎委員：体系のところの、新しい体系の中に、最後の、一番下段の列に、権利擁護のための支援の充実というのを、新規で入っていて、とても安心しました。いつもそこは成年後見の「ことだけが入っていたんですが、そこに意思決定支援という言葉が入ってきて、またそれも新しい、障がい者のほうではずっと、この意思決定



支援ということをいつてきているので、そこが入った、地域の中に入ったということで、嬉しいです。

石渡委員長：ありがとうございます。という評価もいただきましたが、体系関連ではほかにもございますか。なければ、私、ちょっとすみません。新しい体系のところの2の5番目に、相談や地域に行き働いていまして、これは大切なことだと思うんですけども、再犯防止に向けた地域づくりと新しく入っていまして、これは大切なことだと思うんですけども、ちょっとこうやって改めて1項目設けなくてはいけないほど批准も大きいのかなってという辺りで、ちょっと私は、これは国として何かそういう方向性か、あるいは藤沢市として特にお考えがあるのかを、ちょっと教えていただければと思います。

事務局：ありがとうございます。先ほどお示ししたガイドラインの中にも、犯罪をした者等への社会復帰支援のあり方ということ計画の中に盛り込んでくださいねというような表現がされていたかと思えます。更には、ちょっとここには記載がないのですけれども、再犯防止の推進計画というものが、神奈川県の方で、都道府県レベルでつくっているところではあるんですけども、今、求められているものとして、市町村でもできる限りつくってくださいねといったような、今、方向性になっております。ただ、その再犯防止関係という、やっぱり保護観察所であったりとか、何かしらの専門機関というか、機関がどうしても関わってきてしまって、地域の中で何かするというのは非常に難しい部分もあるかと思うんですね。なので、1つのそういう計画をつくるのではなくて、その要素を、地域福祉計画の中に少しエッセンスで入れるということで、藤沢市としては、その再犯防止推進計画を1本立ちさせないけれども、この福祉計画の中にしっかり盛り込んでいますよってというような見せ方ができるといいなということで、今、体系図の1つの項目に設定しているところでございます。

椎野委員：ちょっと今、先生からそういうふうにお話があったんですけど、後でまた話そうかなと思って。再犯防止っていうのはどうでしょうかね。再犯ではもう、せっかく更生しようとした人がまた何かやるのか何かっていう、こういう解釈になりかねないんだな。私は、だから、犯罪防止、そういうほうが私はいいかな。あえてもう、やっと更生したのに、世の中に出てきて、また再犯防止するために何をすればいいかなんて、地域にとっても非常に難しい課題になっちゃうんだな。だから、最初から犯罪は無くしたほうがいいよ、みんなでやろうよと、そのほうが私はいいかなと思うんだな。解釈によってうんと違っちゃう。再犯だなんかいったら、またお前悪いことするのかと、そういうふうにしても、思いがそこにいっちゃうと、私はちょっと、なかなか難しいなと思います。いかがでしょうか。

石渡委員長：はい、椎野委員ありがとうございます。今の椎野委員の意見を受けて、個人的な私の意見ですけれども、私も、やっぱり、割と前向きな表現が、地域福祉計画、多い中で、ちょっとここだけそういう意味で否定的な感じもあるしということもあって、ちょっと違和感があるんですね。障がいをやっている人間として

は、結構この再犯防止というのはすごく大事なテーマなので、とりあげていただいたのはありがたいのですが、やっぱり地域福祉という中に入れ込むのだったらちょっと考えた方がいいかなと私も思いました。

市川委員：私はこの再犯防止という言葉の意味が正しく理解されるようにすべきだという観点で、この再犯防止という言葉のほうがいいと思います。

石渡委員長：なるほど。

市川委員：というのは、今、ちょっとした罪を犯して刑に服して出てきた人たちが、再犯せざるを得ない状況になっているんじゃないかという視点で見ると、普通の人があいつは一遍入ったんだよとか、そういう目を見て、再犯を促すような、再犯させちゃうような、そういう地域社会であってはいけないという観点で、敢えて再犯防止というほうが、より訴えることができるのではないかなと。この後段にも書いてありますけれども、保護司さんをはじめとして、いろいろな人たちが、要するに、就職もできないとか、そういう状況というのが発生しちゃっているよということも、我々がまたしっかり理解していかなければいけないんじゃないかなという意味で、この再犯防止に向けた地域づくり、これはこれで私はいいと思っております。以上です。

椎野委員：では、ちょっと反論。いや、市川委員がいうように、そういう考え方も、私もあろうかと思うんです。でも再犯であろうと初犯であろうと、犯罪は犯罪なんだよな。だから、せっかく保護司が一生懸命にやって、育てて、それで、今度はお前やるんじゃないぞ、一生懸命やれよ、という励まし、我々が、今度は市民が、そんな、再犯に向けてどうのこうのというのは、まずそんなことはできっこないので。そんな、あの人はこうだ、この人がこうだ、それこそは個人情報で、避難行動要支援者だって個人情報をうまく使えないこの世の中で、こんな、もう、国からの、与えられた、その役割をやっている人の他に、我々がそういうことをどうしよう、私はそういう、再犯を防ぐにはどうしたらいいか、犯罪を、これからまた再犯に向けて、やるにはどうしたらいいか、これは農福連携というか、御所見なんか百姓をいっぱいやっているんだから、私も1回そういう経験をしたことがあるんですよ。植木屋さんが多いから、伐採の手伝いはどうだろうと。それで就職してもらって、更生した人が1人いるんだよ。だから別に、私も、大きく括って犯罪、その中には再犯もあるし、更生をどうさせるかっていうこともあるし、だから私は、犯罪の言葉のほうが一般向けに受け入れられるのかなと。再犯というと、何かもう、また悪いことお前するのか、なんかと思ってしまうんですよ。市川さん、悪いけれど。

石渡委員長：きょう結論を出さなくてはいけないことではないので、そういうお考えがいろいろあるというところをちょっと踏まえておいていただいて。

椎野委員：そうですね、あまり議論しても時間がないから。

事務局：いろいろなご意見をありがとうございます。この分野につきましては、ちょっと我々自身も、ちょっと、若干手探り感がどうしてもあって、この表現が正しいか

どうかというところまで、まだちょっと、中でもしっかりと議論が正直できていないところになっております。いわゆる保護司さんであったりとか、そういう保護観察官が、やはりそういう専門のところになりますので、来月、我々のほうが保護司さんと防犯の立場の人で意見交換を実施する予定になっておりますので、そこでしっかりと、いろいろな情報を聞いた上で、またこの文言であったりとか表現も確認していきたいと思っております。ただ、今日いただいた意見というところも、まさに市川さんもそうですし、椎野さんも、石渡先生もそうだと思うんですけども、全てその通りだなというふうに感じさせられるようなご意見でございましたので、ちょっと、そういったものを踏まえて改めて検討させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

石渡委員長：では実際に動いている保護司さんなんかのご意見も踏まえた上でということ。他にこの体系に関して何かご意見がおありの委員の方。

越川委員：資料2なんですけれども、基本目標③のところにある、地域福祉の基盤づくりとネットワークの推進という中に、民生委員・児童委員の活動環境の整備と②番の専門性の高い福祉人材や、というのがあるんですけど、これは前回の中では基本目標①の3のところに含まれていた項目だと思うんですけど、これをこちらにずらしたという理由が知りたくて。というのは、新しい基本目標①の3、地域福祉の担い手の養成・参加促進というほうに含まれたほうが、何となく自然な感じがするんですけど、それをこちらに移動したのは何か意図があるのかどうか教えてください。

事務局：はい、ご意見ありがとうございます。おっしゃる通り、前は人材づくりのほうに入っていたものです。この下に今回入れたものとしては、どちらかというところ、ここは福祉の専門性、コーディネーター的なものの位置づけにある方をこちらで見させていただいておまして、上が、まずは取組に参加していきましょうねといったような、スタートラインの部分。下の基本目標③番は、しくみづくりというようなことになりますので、そういう専門性も求められる部分があります。さらに行政がしっかりとコーディネートをしなればいけない部分というところもありまして、そういう、すでに参加されている方が、更に発展をすると申しますか、さらに地域に根差という言い方が正しいかあれなんですけれども、より福祉に精通したような取組に、活動参加されている方をしっかりと支援していくという意味合いでのしくみづくりが必要かなというふうに思っています、この③番目の基本目標に入れたというのが今回の趣旨でございます。ただ、ご指摘の通り、やはり人材は人材という枠組みであるかなというふうに思っていますので、確かに上のほうがいいんじゃないかなというご意見も、実は、中に出ていたところではございますので、ちょっとまた、そこの辺は改めて調整をさせていただければと思います。貴重なご意見ありがとうございます。

石渡委員長：ありがとうございます。では、松永委員、今、手を挙げられて。

松永委員：くどい話になりますけれども、先ほどの再犯防止の部分で、保護司さんの話もい

いのですが、やっぱり更生法の観点が強いので、福祉的な観点ということで考えると、県の社会福祉会が受託している地域定着促進センターなどにヒアリングされると、適切なお意見なりが頂戴できるのではないかなというふうに思われますので、是非事務局のほうに提案したいというふうに思います。あと、こういうコロナ禍において、非常に悩ましいところでいうと、この体系の中の、基本目標2の3に、地域における交流の促進というのが新規で入っているということで、中身の部分では、顔の見える関係性づくりの推進ということで、誰もが気軽に集える場づくりということなんですけど、ただ、やっぱりこういう状況がまだ続くということと、本当に新しい生活様式を用いた中で、どういう、こういう顔の見える関係づくりというのを実際に行っていけばいいのかというところでは、少しずつスタートを切られている子ども食堂であったりとか、サロンなどもありますけど、やはりまだまだ二の足を踏んでいるところもあると思うので、ここがやはり適切に伝わるような地域における交流というものの具体性といいますか、これが非常に大事ではないかなというふうに思います。

石渡委員長：はい、ありがとうございます。地域定着支援センターなどのお考えも踏まえてという、再犯のところですね。それから顔の見える関係づくり、本当にコロナの騒ぎになってから、いろいろ悩ましいところで、結構その流れなども書きこまれつつあるかなと思うのですが、大事なところですので、また。ありがとうございます。はい、どうぞ、市川委員。

市川委員：この全体を見て感じるのですけれど、行政目線というか、例えば、「地域に関心を持ち、行動できる人材づくり」という項目にもあるんですけども、地域福祉活動の普及・啓発とか、担い手の養成とか、参加促進とか、今、出ております。地域における交流の促進とかというようなことというのが、今、こういう現況下の中で、非常に活動が制約されているのが現状だと思います。私は長後地区の自治会連合会をやっているんですけども、基本的には、会議というのは場所の関係もございまして、できないと。我々の会議というのは、大きく、定例会とかそういうのを含めて、大体50人規模の会議になるわけですけども、そういうような会議を主催するにあたっては、それなりの場所の確保等々含めてやっていく中で、こういうような話をしても、なんとなく他人事に聞こえちゃうんですね。私、実際、この後で出てくるんですけども、地域の自治会連合会の役員だけ、8名なんですけども、このメンバーと会って話をしたときは、こういう問題について、非常に皆さんそれぞれ疑問に思っていることとか、感じていることとかということ、非常に素直に、いろいろ話をしていただいた経験があるんですね。これは、ヒアリングをやっていただいたときに私が感じたんですけども。だから、逆にこのコロナ禍であるが故に、大きな会合ができないんだったら小さな会合を積極的に、行政の側が仕掛けて、具体的な問題について、こういうことをやりたければ、ご意見はどうだろうかとか、いわゆる少人数でできる会合でしか、意見聴取というのは非常に難しい場面がいろいろあるかなと思いますので、この

コロナ禍の環境の中での会議体の進め方、これは、従来の延長線上でここにずらずらっと書かれている中身をどうやってやったらいいかということを検討すると同時に、全く視点を変えて、是非やっていかないと、このコロナ禍という状況下というのは1年や2年で収まらないという予測もありますし、人間の生き様そのものも変えていかざるを得ないというような状況の中で、こういうことを、普及・啓発ということをやっていくためには、そういう話を身近にすることによって、自分自身が感じている思いとかというのを、深く、何か話ができるような感じがしましたので、是非これをやっていく中で、そういう視点で検討していただければなというふうに思います。以上です。

石渡委員長：市川委員、ありがとうございます。本当に、いろんな意味で新しい視点でということになってくるかと思いますが、それでは時間もございますので、次の素案についてのご説明を事務局にお願いして、また、委員の皆様からご意見をお聞きできればと思います。お願いします。

## ②計画の素案について

事務局：続きましては、事前にお送りしている資料6と書かれている、地域福祉計画2026の素案、冊子ですね。こちらをご覧くださいと思います。最初に皆様とご共有したいものとして、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、いろんな項目が増えたというところもあり、現状の案はページ数が割と増えてしまっています。というのも、まだ、これは資料編とかがちゃんと出来上がっていないので、これよりもどんどん増える予定なんですけれども、前回と同じぐらいの資料編になってしまうと10ページから20ページは増加してしまうのが、今の目途かなと思っておりますので、そういったところも踏まえてご意見をいただければと思っています。更に、その資料編の部分は、まだ要調整の部分が多々ありますので、その点をご承知おきたいというところが1点と、更に、この素案に基づきまして、最終的には、前回も作成した概要版、大体8ページぐらいで計画の概要版のほうもつくってまいりますので、その点をご承知おきいただければと思います。今回、この計画の素案を初めてお示ししているところかと思いますが、まず、資料6と書いてある表紙を1枚おめくりいただきまして、目次をご覧くださいと思います。前回の計画と大きな構成は変えていません。当然、中身は修正しておりますけれども、大きな構成は変えておりません。第1章で計画の基本構想ということで、どういった計画であって、どういった視点が地域福祉を推進するのに重要だよ、ということをお示しするところ。2つ目の計画の基本的な方向については、先ほど皆様からご意見いただいた、具体的な体系図の部分です。3つ目の進行管理のところは、いわゆるPDCAの部分であったりとか、そういったものについて。最後の資料編については、この計画に関連する資料をいろいろと後半に付けていくといったような構成で、現状、考えているところでございます。まず、

その基本構想につきましてですが、3ページ目をご覧くださいいただければと思います。3ページ目に、計画とはどういうものだよ、そして4ページ目には、関連する計画との期間の兼ね合い等々を示しているところになります。5ページ目につきましては、この計画の位置づけということで、いわゆる高齢者、障がい者、子どもに関連する計画の基盤、共通概念となる計画ですよということをお示ししています。ただ、この計画の体系図というか、位置づけについては、まだまだ変わる予定でございますので、これは現状ということでご承知おきをいただければと思います。そして、6ページ目から8ページ目につきましては、国のほうの動き等々、簡単にまとめております。SDGsに関連するところ、先ほどこちょっとご報告した、社会福祉法の一部改正に関すること、成年後見、更には、再犯防止に関するようなものを、簡単に文言で記載させていただいております。そして、9ページ目から10ページ目については、藤沢市の関連する動きであったりとか、推進課題をお示ししております。データで見えるところ、また、藤沢型の地域包括ケアシステム等々について、簡単に触れております。そして、11ページ、12ページについては、アンケート調査から、ポイントとなる点を引っ張ってきたところ。そして、13ページ目、14ページ目につきましては、団体ヒアリングから見えてきた課題を類型化したものをお示ししております。14ページ目の下、後半に、今後の課題とありますけれども、ここはしっかりとまとめなければいけないと思っているんですが、ちょっとまだ出来上がっていないところです。今の国の動きであったりとか、アンケート調査、団体ヒアリングを踏まえて、ではどういうものが重要であるということをしかりと見える化していきたいと思っております、これは文言よりも図のほうの方がわかりやすいかな、なんていうこともちょっと思っているんですが、ちょっとこれは要調整で、すみません、ご承知おきいただければと思います。そして、15ページ目から、目指すべき姿ということで、15ページ目にちょっと掲載検討と書いてありますが、関連する人口ピラミッドを、今までは記載しておりましたけれども、それがちょっとピンとこない部分とかもありますので、もう少しピンとくるようなデータを、今、探しておりますので、こういったものを記載した上で、16ページ目には目指すべき将来像、そして基本目標の1から3というかたちで記載をしております。ただ、その目指すべきビジョン、一番大きいところでございますけれども、これは、今、仮で前回と同じものを記載しております。ここにつきましては、今回、この計画の概要を委員の皆様にご報告させていただきますので、その後に、適切な記載内容と申しますか、こういったもののほうが今回のこの計画の趣旨からするといいんじゃないの、みたいなご意見を、今日でなくても、次回の意見シート等々のやり取りの中等でもいただければなどというふうに思っておりますので、ご協力いただければと思います。そして、17ページ以降につきましては、地域福祉を推進する上での必要な視点、考え方、例えば4助の部分、また、18ページ目には、各主体が担っていただくような、期待される役割等々をまとめているところがございます。そして、21ページ目には、圏

域別の捉え方ということで、地域福祉を推進する上での必要な圏域、ただ13地区市域と考えるのではなくて、当然、場面に応じてはご近所であったりとか、自治会ということも必要になってくるかと思えます。ただ、このデータについても、ちょっとまだ、これは多々修正するところがありまして、例えば、具体的な取組をもっと記載したほうがわかりやすいなというところであったりとか、例えば縁側だったりとか、CSWさんであったりとか、そういったこともしっかりと記載しなければいけないと思えます。ちょっとまた、表現もわかりづらい部分がありますので、ここは要調整でご承知おきいただければと思えます。そして、22ページ目から計画の基本的な方向で、23、24には、先ほどお示ししました体系図、まだ現状の案ですけれども、そちらを落とし込んだものになっております。25ページ、こちらを1例としてご説明させていただきますけれども、施策の方向性ごとに、2ページずつ分ぐらい、今後とっていいかたちになっております。こういう方向性で、市民アンケート調査であったりとか団体ヒアリングから、こういった課題であったりとか、こういったことが見えてきていますよ。なので、それを踏まえた施策の展開として、26ページに記載されているようなことをしっかりと推進していきますよ、というのが大まかな構成になっております。この、先ほど申し上げた体系に基づきまして、54ページまで、それがずらっと続いているかたちになっているところがございます。ただ、ここもちょっと、気になる表現とか、多々あるかなというふうに思えますので、是非ともご指摘等々いただければと思えます。で、ページ番号がないのですが56ページにあたる場所、ちょうど55ページまではありますけれども56の記載がありませんけれども、第3章の地域福祉計画の進行管理と書いてあるところ、こちらにつきましても、例えば、58ページには、いわゆるPDCAに関する内容。そして、59ページが成果目標ということで、前回の計画の中だと、アンケート調査であったりとか、わかりやすい数字について簡単に、こういったところを目指していきましょうねというかたちで数字を記載したところかと思えます。で、ちょうど黒字で囲っている最終年度と書いてあるところ、そちらをご覧いただければと思うんですけども、これが昨年度末の現在の状況になっております。右側が中間見直し、この現行計画のときに設定した目標値になっておりますけれども、それを踏まえると、今、こういう状況ですよということを、今、ここに、これはアンケート、なんというか、計画に記載するというよりも、現状こういうかたちということはまずご承知おきいただければと思っております。こういったものを踏まえて、この最終的な2026で目指す成果目標をどうしていくかということについて、是非ご意見をいただければと思っております。で、62ページ、資料編がここから始まりまして、藤沢市の動向であったりとか、ボラセンとか縁側に関するところであったりとか、アンケート調査、団体ヒアリング、更には、まだこれからですけれども、パブリックコメントの意見等々も記載した中で、一番最後に、こちらも前回から盛り込んでおります用語解説的なものを記載をして、この計画を完成させたいなというふうに考えているの

が、現状の素案というふうになっております。ただ、まだまだ、こちら、足りない視点、また、記載内容でおかしなところがたくさんあるかと思っておりますので、是非とも委員の皆様からご意見をいただきまして、それをしっかりと反映していきたいというふうに思っておりますので、どうぞご協力のほどよろしく願いいたします。以上になります。

石渡委員長：はい、ありがとうございました。素案のポイントをご説明いただきましたが、これに関連しまして、何かご意見、ご質問おありの委員の方、お願いいたします。

山口委員：まず、例えば25ページ辺りには、「市民アンケート調査によると」という言葉が出てくるのですね。その前には市民アンケートについて何も書いていないんですよ。それで、それをどんなふうに、これはいつの、どのぐらいの規模でやったの、と思うんですね。それがやっどこさ資料編の60ページに、その細かいことが出てくるのです。だから、こういうことは前のほうに、こういうことをしましたということを出した方がいいのではないかと私は思ったのです。例えば、11ページ辺りにこの69ページを入れるとか、それともう1つは、まるっきり違う話になるのですけれども、11ページから14ページに書いてあるものが、資料編に全部同じ文言で載っているのです。資料編の70ページから84ページの、資料のところ。だから、これで出てくる言葉が、どこかで、あれっ、さっき読んだなという、全く同じ状態なので、資料編と。だからそれはあまりにも重複しすぎではないかなと思いました。もう1つ、細かいところで、はじめのところに、計画の5ページですね。「今回の見直しにおいて」と書いてあるのですけれども、これは見直しではなくて策定ではないか。見直しというのは、3年前の中間見直しは見直しと言えますけれども、これは毎回、前のを見直しながら新しく策定していくものなので、5ページの上から3行目です。「今回の見直しにおいて」というのは、見直しではなくて「今回の策定において」とかでないとおかしいのではないかと。これは実に細かいことで申し訳ありません。以上です。

石渡委員長：山口委員ありがとうございました。今の、見直しは、ではちょっとこれは細かいところですが。

事務局：すみません、順番が前後しますが、見直しについては申し訳ございません。改定もしくは策定が正しい表現になっております。我々のチェックミスになっておりますので大変申し訳ございません。きっと、この中には、他にも見直しというワードが出てきてしまっていると思うので、これはすみません、次回までに改めてしっかりと確認させていただければと思います。更に、アンケート調査の概要の部分、ご指摘の通り、いきなり体系図、施策の展開のところを見て、アンケート調査があっても何なのか全然わからないところがあるかと思うので、今、山口委員さんからありました通り、アンケート調査の11ページのところに概要を記載する等々の工夫をすることで、より伝わりやすくなるのではないかなというふうに捉えております。アンケート調査のまとめが、前半部分と資料編で重複してしまっているということは、すみません、まさにその通りで、資料編がまだちょっと



調整というところがなかなかできておらず、今、同じようなものを記載させてもらっているというかたちになっております。次回までには概ね出来上がったものをお示ししようと思っっているんですけども、そのときには、類似しているところはありますけれども、ちゃんと意味合いがある、差別化できるような表現にしていきたいと思っっておりますので、よろしくお願ひします。

石渡委員長：ありがとうございます。ということで、丁寧に見てくださってありがとうございます。ちょっとそこら辺はまた事務局にお願ひしてということで。椎野委員お願ひします。

椎野委員：23ページをちょっと開いてくれませんか。私は、ずっと休みの間考えていたんですけど、施策の方向性っていうのが全部下に出ていますよね。その次に施策の展開っていうのが出ていますよね。この施策の方向性、用語のところで気になるのは、要するに①番の基本目標の（１）と（２）、これは周知・啓発、その次の下は普及・啓発になっているのですね。だから、これもずっと使っってきて、本当にこれができたのかできなかったのかとっって反省をしていると、地域に周知をするなんかとっというのは非常に難しい状況にあっるのが、コロナでなおさら難しくなっってきてしまった。だから（２）の、普及・啓発じゃなくて、浸透を進めると。もっと浸透させていこうとっいう、何か力強い言葉のほうが私はいいかなと。これはもう、普及・啓発だとかとっいう言葉は世の中に全部出回っっちゃっいて、同じような言葉なんです。だから心が通じるように、（２）は「浸透を進める」。上はまあいいとしてね。あとは、3番目の（３）、このところも非常に大事なので、養成・参加・促進となっているのだけれども、もう担い手のほうが不足しちゃっっているんだから、それを、特徴を捉えて、不足の解消とかとっいうふうにしたほうが、私はいいのかなとっ思うんですね。それから、基本目標の②番、「お互いが見守り」とっいうところの（３）、交流の促進、これは交流「および」と入れて、情報交換、これができなければ絶対だめなんです。情報交換、これが一番大事なのです。どんな小さい団体でも何でもいい、情報をみんなが共有しないと、この福祉計画は私が進まないと思っいます。さっき言っった、②番の再犯とっいうのを、私の考え方では、「犯罪防止に向けた地域の取組」、とっいうふうにして、私の考えだから、合っっているか合っっていないかはわからないけれど、とっいうふうにしていただけたらいいかなとっ考えてもらいたい。もう1つは施策の展開。これは今回から出っきたわけだよね。いろんな先ほどの説明の、事前説明の中から、とっいうことをやろうと目的にしたわけですよ。この施策の方向性の、これは、その次に来るのは目的だから、目的達成のためにとっいうことをやろうと。私は、前は、2020までは、ここから地域活動、市社協はダイレクトにこの基本部分にいっっちゃっっていたわけだ。それで今、お配りしたのは、私はこれではもう進まない、周知はできない。この基本目標を説明しただけではなかなか難しいから、地域で、やっぱり、私が、今、お配りしたのは、私が御所見流につくっってみたくて。行政が、今、いっっている要素を噛み砕いて、自分たちはどうやろうと、もう

話が進んでいるんです。こういうことでやろうといているのです。それがないと、まず、誰が、いつ、どこで、誰が、何をする、これを決めないと、まず進まない。だから、報告ができないというのは、地域に浸透していないから、報告がみんな2020まではできなかったのだ。最後の最後になって、出せ、出せといて、やっと出ただけなのです。それ程進捗していない。やっていないことの表れなのです。だから私は、考え方として、御所見で、私は御所見の委員としてではなくてね、御所見として考えたらこういうのも考えられるから、みんなと一緒にやっていくべよ、という話を、今、しているんです、盛んに。私はこの委員だから、防災を担当していますから、防災のほうに、藤沢市としては力を入れるのをこしょう、というのを、また、今、始めているのですからね、だから、委員の役目は、推進委員だから、全体の情報をいかに地域に持って行って、さっき、そうですね、市川さんがいうように、ああいう考え方は、地域でつくっていかなくちゃ、行政が指示命令するものじゃない。地域が、そういうことをどうしようか、どのようにというのはそこなんです。だから私が、ここに、どのように、というのは、じゃあ、御所見でも2020がもう終わるから、新しいのができたから、じゃあ、今回計画を周知して、実施結果等の報告をちゃんと密にしていきましょう。それには今後の進め方をどうしよう。で、もう何といたってこの取組は一人ひとりが主役なのに、一人ひとりなんて、何も伝わってないんです。だから、それではだめだから、どのようにするかというの、地域でどのように行動していくかを、知恵を出し合いましょうという提案を、今、していこうと思っているんです。ですから、今度はダイレクトでこっちにくるんじゃなくて、地域は、やっぱりこれを、今の地域・市社協と書いてある、この施策手段をどう展開するかという、それを出してやらないと、地域なんかわからないって。基本目標だけでやれっていったってわからないんだよ、悪いけれど。現場なんだよ、地域は現場。会社でいえば現場ですから。現場中心で動かなきゃ、ものづくりができないの。だから、私は、これが、2020が始まった時に、これじゃなくて、松永委員も言ってくれたよな、いや、そうじゃなくて、こっちもこういうふうにした方がいいんじゃないかということも、議事録にちゃんとあがっていますよ。だから私は、この下に枝葉をつくるようなやり方を、今回、是非お願いをしたいというふうに思っているところがございます。以上です。

石渡委員長：椎野委員ありがとうございました。具体的な文言の修正案もございましたが、これはまたちょっと、椎野委員のご意見として承って、で、やっぱりこれを、現場とおっしゃいましたが地区ごとにやっていくために、手段にあたるようなものを更に取り込んで、そういう項目をつくっていただきたいということですね。

椎野委員：そうですね。それじゃないと絶対できない。

石渡委員長：ちょっとまた、かなり新しい。

椎野委員：ちょっと行政の意見を聞いてください。

石渡委員長：はい。ということですが。

事務局：ありがとうございます。まずこちらで委員さんと共有したいのは、今、お配りしたものは、椎野委員が個人的にお作りになっていただいたものになっておりまして、それに基づいて、今、ご説明をいただいたかたちになっております。今、椎野委員がおっしゃったように、体系図レベルから見て、施策の方向性に関連して、地域でこういうことができるよということを、この、地域・市社協と書いてあるところにずらっと記載をいただいているところかなというふうに思います。

椎野委員：そうです。

事務局：前回まで、進行管理シート等について、いろいろと委員の皆様からご意見をいただいたりとか、案をつくったりとかしましたけれども、そちらのときには、この施策の方向性のところに基づいて、行政の取組をいろいろ当てはめてみたり、市社協さんと地域の皆様の取組については、こういう枠にはめてしまうと枠に入りきれない部分もあるかなと思いましたが、大きな人材づくり、地域づくり、しくみづくりを基本目標に関連して当てはめていったというのが今までの流れでございました。ただ、今、椎野委員がおっしゃるように、広すぎると書けるものが増えるかもしれないけれども、そのぶんわかりづらくなってしまふ部分というのがたくさんあるなというふうに思います。確かにこういうふうに、細かいところで記載をするほうがイメージがしやすいですし、第三者が見たときには、これに該当するこういうことをやっているのということがわかりやすくなるかなというふうに思いますので、ちょっとこれは、非常に私自身も参考になりました。更には、地域福祉計画を普及していく中で、こういうものがありますよということはもちろんのこと、こういう考え方、こういう、椎野さんが今つくってくださっているような考え方を、ここまでやってくださる方というのはなかなかいらっやらないと思うんですけども、こういった、当てはめたときにこういうものがあるよということも考えていただく、そうすることで、地域福祉というものを更に推進するきっかけになるかなというふうに思いますので、その視点もしっかりと、今後、考えていきたいと思っております。ただ、進行管理の部分に非常に関連する部分かと思っておりますので、この意見を踏まえて、もう一度内部で調整させていただきまして、また次回以降に正式な回答と申しますか、進行管理のやり方等々も議論させていただければなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

椎野委員：反論ではないんだけど、これから新しく、3月31日までつくって、冊子ができて、今度、4月からおそらく地域に説明に行くと思うんですね。で、説明行ったときに、これの、私が書いた上の行政がここに、地域福祉計画ではこれを手段として挙げましたと、皆さんこれをお願いしますなんか言ったって、何もわかんないよな。わからないと思うよ。聞き流しで終わりだよ。増して、この一番上の基本目標をやってくださいなんていったって、それはね、そのほうが自由には自由なんですよ。だからこれまで、この今の2020も基本目標に向かってやったところは、私はほとんどないと思う。自信を持って自分のところでもそうじゃないの。やった結果をここに当てはめただけなんですよ。目的を持ってやったわけ

じゃないのです、2020は。そこに当てはめちゃった。防災でもそうです。防災も、5本の柱があって、それをどんどん、どんどん私は押し進めてきた。では、それは1に該当するのかな、2に該当するのかな、3に該当するのかな、そういうふうにやっただけなんですよ。狙いをつけてやったわけではないんです。だから、私は、今、そういうふうに、このつくる、つくりたいは別にしても、こういう考え方を持って、細かい目標に向かってやらないとできないんじゃないんですか。地域は、もう本当に小さいことしかできないんだよ。それがわからなくでは何もできないの。私はそう思います。

石渡委員長：地域との関係というのは難しいところ。では松永委員お願いします。

松長委員：先ほど、椎野委員からお話しいただいたので、私も一言言わないと、というふうに思います。非常に、椎野委員のお話しというのは重要な話だなというふうに思っていて、というのは、ページでいうと23ページ、24ページに、計画の体系図というのが示されていて、これは施策の方向性であったり、展開ということなので、なかなか市民の方にはすぐに入っていくにくいといえますか、なじみにくいような内容も、やっぱり含まれているのかなと思うのですね。それと、ここ最近の全体を見たときに、何が一番重点で、大事になってくるのかなというふうに、今後全体を見渡したときに、やっぱりこの誰もが安心して暮らせるしくみづくりという、私はそこに一番注目しています。その中でも、包括的な相談支援体制の推進というところは、非常にこれが、並列的にはなっているんですけども、ここがどう具体化されるかによって、誰一人取り残されない地域づくりというのも、できるかできないかの話に繋がってくると思うのですね。もっと言うと、非常にこの計画って、すごく丁寧につくられていると思うのですが、さっきの4助のところの説明のところにもあったかと思いますが、17ページですかね。その中にも、文章の中に、ちょうど真ん中のより少し下に、ソーシャルインクルージョンという言葉が入っています。これも、使われてずいぶん経つんですけども、先ほどの包括的支援体制というのが、この社会的包摂という一言でいえばそれにも繋がっていく話なのです。これは、じゃあ誰がつくるのかといったときには、必ずしも専門機関や行政、社協ではないということを、今、言われているところであって、今、椎野委員が言われているところは非常に大事なことであって、日常生活圏域では、これがどのように展開されているのかということと、大きな、藤沢市という市全体の中ではそれをどういうふうに捉えているのかということと、やはりそこが繋がっていく必要があるということなんです。だから、この計画というのは、やはり誰もが読まれやすいというのはなかなか難しいところがあります。やっぱり行政計画というところでいうと、行政がやっぱり縦割りになっているところの各課が共有できることが、まず第一にあるのかなというふうに思う部分と、市民の人たちにより近くなっていくのであれば、もしかするとそこは交通整理になるかもしれませんが、市社協がつくっていく地域福祉活動計画も、これも、今の話も踏まえてということになると思います。更に、今、いわれてい

るのは、日常生活圏域でも、中・長期な目標であったりとか、計画づくりが大事だというふうにいわれているのですね。つまり、その包括的支援体制整備の中には、行政、社協や専門職だけでなく、市民も相談を受けていく。これは、これまで自治会であったり、民生委員さんも行ってきたもの。それをしっかり仕組として続けていこうと。個別対応としての課題を解決するだけでなく、それをしっかり持続させていく仕組をつくっていこうというような運びをつくっていくのが大事だということなのですね。なので、できればですね、これは用語集であったり、場合によったら何か計画の中で、事例のようなかたちで紹介するとかですね、少し見せ方、可視化という話もさっき出しましたが、それは何も図式化されなければいけないということではないわけで、やはり使われやすさというための工夫というのは、これから必要になってくるのかなというふうに思うのですね。そういう意味では、17ページの、これも国のほうでも示されたこの4助というのが、果たしてそれぞれが意識して伝わっているかどうかというのは、改めて検証する必要があるのかなというふうに思います。堅い言い方をすれば、地域福祉法の中に国民の責務というのが入っています。あれは努力義務なのでいいんですけど、あれをそのまま載せるとすごく重たいイメージになりますよね。でも、やっぱり国民の責務はあるわけです。ただ、自治体の責務もあるし、社会福祉法人の責務もあるはずなのですよ。ただ、それは少しソフトになるとなかなか伝えにくいところもあるので、やっぱり、その伝え方というの、今後、工夫というの必要になるのかなとおもっているところです。ちょっと全体に及ぶところの話になりますけれど、私の感想になります。

石渡委員長：ありがとうございます。今、椎野委員のご意見を受けて、松長委員からもご提案をいただきましたが、やっぱり、これを本当に身近な、動いていく市民にどう認識してもらうか。そうすると、活動計画とは別に地区版みたいなのを作ったほうがいいのかというようなところも含めて、またちょっと、今後考えていただくことになるかと思いますが、この素案との関係で、他にご意見がおありの委員の方、お願いしたいと思いますが。

伊原委員：市社協の伊原でございます。今、椎野委員の言われた意見、松長委員のお話をを受けて、本当に、市社協としては、まさに、うちはそういった福祉という意味ではもろに現場ですので、こういった意見を、当然十分に踏まえながら、うちとしても、地域福祉活動計画、そういったものもしっかりと、今のご意見などを踏まえて検討していかないといけないなど、本当に思いました。特に松永委員のおっしゃられた、日常生活圏域の中における、特に御所見地区などにおきましては、非常に地域が、この計画のことを本当に熱心に考えて、自分の地域に置き換えてじゃあ何をしていったらいいんだろうということを本当に真剣に考えられている。そういった地域があるということを、社協としては踏まえながら、今後、具体的に活動計画を策定するときにあたっては、そういったことも意識をしながらやっていかなければいけないなどということ、今、改めて感じました。また、それと

は別に、ざっと素案を見させていただいた中で、基本的には国の新しい政策、SDGsですとか、更生保護の観点ですとか、あるいは権利擁護の観点ですとか、そういったものが、基本的なものは、現段階で素案として盛り込まれてはいると思うのですが、それ以外の部分、冒頭、松永委員もおっしゃられた、コロナ禍の中での今後の地域活動の展開等の視点を、もう少し細かいところで工夫があるというのは、別に市ばかりの責任ではなく、今後具体的に地域活動の支援をしていく社協においても、この辺は決して他人事ではないんですけれども、そういった視点も必要なのかなということを改めて感じました。なので、これはあくまでも素案なので、ざっと見た中では、新しい基本目標などにおける新しい項目などについては、当然なんですけれども新しい文章になっているんですが、その他の部分は、基本的には前の計画の文章そのままになっていけば、これも今後おそらく煮詰められていくのしょうけれど、一応パッと、今、素案を見た中で、そういったことを感じました。ありがとうございます。

石渡委員長：ありがとうございます。もう11時まで残り10分ぐらいになっておりますので、是非このことをという委員の方、いらっしゃいましたらばお願いをしたいと思います。

川原田副委員長：湘南大庭地区社協の川原田でございます。今、いろいろな活発な議論をここで聞かせていただいたのですが、1つ感じたことは、素案、これはこれで、行政として出す分には、僕はこれはいいと思うのです。これをもって、先ほど、椎野委員がおっしゃったように、個々に、こういうようなことをしようというのを訴えていけばいいと思うのです。行政としては、やっぱりこういうかたちで出さざるを得ないだろうと、僕は思っているのです。それを噛み砕いていくのは、ここにいる皆さん方が地元に戻ってやることであろうと、これが僕の考えです。1つ、それに関連をしまして、前回、令和2年の見直しの際に、諸団体等にいろいろヒアリングをしていくという依頼等いただいております。ただし、これは1つ、やっぱりまだまだ足りない部分がありまして、実は今月の24日、14地区社会福祉協議会があるのですが、会長さんが集まっていたいて、いろいろ議論をしました。その中で、1つ話題になりましたのが、今年から、敬老会が各地区に移されたのです。これに関して非常に不満が多かったです。といいますのは、我々としては今後もやっていくつもりなんですけれども、行政のほうでそれをしっかり受け止めなかったところがあって、どういう対応をしていいかわからないよというのが多かったです。それに関連しまして、9月、敬老会だから、9月は敬老の月だから敬老会をやろうというのが福祉だと思っておりますけれども、この敬老会に、敬老会をやめますけれども、例えば敬老の月にお祝いを云々とか、そういったこともどうなのかなと、皆さん疑問に思っていて、非常にどう対応していいかわからないということで、今回、初めて連絡協議会をもった時に、やはりこういった会議は大切ですよね、絶対持つべきですよということで、ヒアリングをやる時には、相手のことをよく汲んで、それをきっち

り伝えられるような、ヒアリングの方法をとっていただきたいなというふうに思います。それからもう1つは、これ、行政から出るのですけれど、実際に動くのは、住民たちに動かしていただかなくてはいけない。住民たちが動くというのは、その中に住んでいる、ある程度の諸団体の代表の方たちがもって、町内会・自治会で展開をしていくと、そういったときに、やっぱり、こういうことをしたいよという方がたくさんいらっしゃいます、その人たちをいかに吸い上げて、その人たちをお願いをして、自治会・町内会に広めていただくか、これがやっぱり今後はポイントだと思うのですよ。自治会・町内会が、やっぱり、小単位としてのトップなので、これからポイントになるかなという気がします。ここで出たものは行政。それを持ち帰って、地区でもって各自治会・町内会さんを、どう相談をし、運営をしていくか。それがこれからとても大切になってくるのではないかなという気がいたしております。

石渡委員長：ありがとうございました。やっぱり行政の計画をどう地域で動かしていくかというようなところについて、今、川原田委員からも椎野委員からも出ていますが、ちょっと、これは、その辺りを視野に入れつつ計画をつくるということになります。他に、どうぞ、浅野委員。

浅野委員：鶴沼社協の浅野でございます。本当に、今回は、新しい計画に入れさせていただいて思いましたことを申し上げておりますが、2020、これですね、皆さん浸透していくには、やはり、藤沢市の包容力の強さ、今、こんなに福祉のことを思っていますよというのを、やっぱり皆さんに知ってもらわなくてはならないと思います。それで、それに関しまして、それでこの計画をしていますけれども、これでも何かありますか、というのを伺わなければいけないと思っております。それと、大きなことで申し訳ないんですけども、これも市で出します。それから今、社協の伊原さんもおっしゃってくださいましたけれども、もう1冊、同じようなものが出ます。これは同じものではなくて、これにとりあげられなかったものを深くして、またやっていただけたらと思います。それから、この皆様の行動を行っているものに関しまして、福祉というものを考え方が、私といたしましては、やっぱり慈愛からというふうに始まっております。それで、皆様本当に手弁当でやってくださっているものもたくさんありますよね。こういう計画をしていきましょう、公助ですよ、自助ですよと申し上げても、やはりそのところの中に、やってくださる方にありがとうという言葉と、それから、本当に皆様のためにやる力が大きいのですよという表現も1つ、入れていただけたらと思います。一生懸命にやってくださっているこの計画、藤沢市にとってもいいことがたくさんありますよというのを知ってもらうためには、やっぱりさっきおっしゃいました、地域の皆様に浸透していくという、それが大切ですので、いろんなところで、いろんな団体と意見を伺うとか、そういうふうに発展していただけたらありがたいと思います。すみません、抽象的なことで。

石渡委員長：ありがとうございました。椎野委員は、普及・啓発ではなくて浸透とおっしゃ

やっていたけれども、今、浅野委員がおっしゃってくださったようなことも含めて、本当に、市民一人ひとりにどうというところを考えていかなければいけないと。ありがとうございます。他に、どうぞ。

堀口委員：先ほど、椎野委員からの浸透ということで、本当に、ずっと私もそういうふう  
に思って、私も時々そういうことをお伝えしましたけれども、何かもう、拍手喝  
采したいようなところがありました。一番、実際に担って動いている地域の方で  
すよね、福祉を担っている、実際に動いている地域の人が全く知らないというこ  
とで、私も、ここに出させていただいている責任上、地域に帰って呼びかけをし  
て、2年前にもやったことがあるんですけども、来ていただいて説明をしていた  
だいたことがあるんですけども、本当に、何か、関心がないといっっては悪いん  
ですけどね、でも皆さん、それぞれされているんですよ。ずっと、毎年毎年。  
先ほど椎野委員がおっしゃったように、やったことは、実はこの目標に当ては  
まっているんだよと、みんな、各団体のアンケートにしても、ヒアリングにし  
ても、この目標知らないけれども、実はやってきたそのことが、この目標に合っ  
ているんだよというかたちで、ずっと何かこのまとめができていくような気がする  
んですよ。本当に残念で、すごく立派な基本計画冊子ができていても、何か申し  
訳ないんですけどね、実際、あまり役に立ってないというかね。それだったらも  
っと概要的なことも、本当に皆様に配れるよう、立派な冊子じゃなくてもいいか  
ら、概要的なものを、是非、末端の動いていらっしゃる方にもみんなお配りして、  
先ほど松長委員も事例とおっしゃったのですけれど、事例をちょっと書いて、こ  
ういう目標にこういう事例が当てはまりますよというようなことで、事例なんか  
がちょっと書いてあったら、すごくとっつきやすいとか、理解しやすいとい  
うか、この目標は、私たちがやっているこれがここにあたるんだなど、わかるの  
ではないかなと思いました。

石渡委員長：ありがとうございます。概要版は8ページぐらいでつくるということでして、  
事例も確か、前回もご紹介があったかと思うので、是非、今のご意見など、この  
計画の中に盛り込んで、且つ、これをどう市民の中に根付かせていくかというこ  
ろが、やっぱり本当に大きいなと思いました。あとお2人ぐらいご意見があ  
りましたら。

石井委員：民生委員をやっております、石井でございます。私も今、堀口委員がおっしゃ  
ったように、現場でやっている方たちはよっぽど多いということは、私も感じて  
おります。私が民生委員として活動している中でも、この中で、これは私たちは  
ここでこういうふうに、少し、皆さんの目標に関わることをやっているなど感じ  
ながらやっておりますので、私は、ここに出ていることでそれがわかるんですね。  
それを、私たちが民生委員の団体の中で、やはり共有していただきたいと思いま  
すが、なかなかそれが伝わっていかない。そういう場が少ないということに非常  
に感じています。ですので、団体の中で、まずは共有し、それをまた広げていく  
という、私たちの努力も必要かなと。ただ、やっている現場の方たちは本当に一





とうございました。そうしましたら、すみません。もう11時を過ぎておりますので、今日はここまでで、皆様のご意見をお聞きしましたが、まだ、たぶん発言しそびれている委員の方もいらっしゃるかと思うので、それはまた意見提出のシートを作っただけでございますし、あと、最後のところで、その他とあるのと、ごあいさつをいただくのですが、では、お願いいたします。

### 3. その他

事務局：その他といたしましては、本日机上に配布させていただきました、2枚のチラシなんですけれども、お時間がないので後ほど見ていただければと思います。コロナ禍における新しい生活様式に則ったイベントということで、ご覧いただければと思います。最後に、池田部長のほうから閉会のご挨拶をさせていただきたいと思っております。

### 4. 閉会

池田部長：福祉健康部長の池田でございます。本日も活発なご議論をありがとうございました。また、コロナ禍にありまして、円滑な会議の進行にご協力ありがとうございました。今日の会議の中身に合わせるわけではないんですけれども、私も、合計しますと7年間ほど、市民センター、地域職場でお世話になっております。その中で、やはり計画と現場の実際に動く人たちとのギャップというものは常日頃感じておりました、どうしていったらいいのかなと、ずっと、課題というように考えておりましたが、そこがうまくいかないというのが現状でございます。ただ、このコロナ禍にあつて、やはり、地域でも、皆さんがおそらくいろんなことに気がついて、いろんなことを考えていただけたらと。私たち、市の福祉分野としましても、いろいろなことに気がついておりますし、また皆様もいろいろな気づきがあると思っておりますので、それを今後の福祉の計画に盛り込みんでいきたいなと。また、今までは、どちらかという、計画をつくって、ご協力を地域のほうにお願いをしまして、その、何か結果を得て、私たちが、この計画がどの程度成功だったのか、できていないとか、評価をしていたところがありましたが、これからは、私は、地域と福祉をもっともっと結びつけていくのが私の役割だと思っておりますので、これからは、連携をしてというよりも、一体となって、地域のほうでこの福祉計画を実現していきたいなというふうに思っています。本当に、このコロナ禍であるからこそ、いろんな気づきがあると思っておりますので、これからも皆さんと活発な議論をして、いい計画に、そしていい藤沢市にしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

事務局：次回の開催は、予定としましては、11月25日の午前9時半になっておりますが、

またその頃のコロナの状況等を踏まえて、また開催状況についてはご連絡をさせていただきます。今日のご意見を元に、また修正、郵送させていただきますので、それに基づいてメールや返信などご協力をいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

事務局：オンライン意見交換会に出席を今回されなかった委員さんで、後日、日程調整をしてやる予定でございます。次回以降の会議の参考にということで、オンラインも少し検討していかなければなと思っていますので、もしご興味のある方で、覗いてみたいという方、ZOOMというアプリで、スマートフォンで見られますので、もしちょっとご興味のある方、お声掛けいただければ入れるようにしますので、よろしくお願いいたします。

以 上